

第1条（趣旨）この細則は、柏たなか病院規程において、抑制帯等の用具を使用の上で一時的に患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限（以下「身体的拘束」という。）を最小化するために設置する、柏たなか病院身体的拘束最小化チーム（以下「最小化チーム」という。）に関し必要な事項を定める。

第2条（業務）最小化チームは、次の各号に掲げる業務を行う。

- （1） 身体的拘束の実施状況の把握及び職員への定期的な周知
- （2） 身体的拘束を最小化するための指針の作成及び見直し並びに職員への周知（別則**身体拘束予防ガイドライン**）
- （3） 身体的拘束の最小化に関する研修の定期的な実施
- （4） その他患者の身体的拘束に関し必要な事項

第3条（構成）最小化チームは、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- （1） 身体的拘束について識見を有する専任の医師 若干人
 - （2） 身体的拘束について識見を有する専任の看護師 若干人（**看護部セーフティ委員会委員長が兼ねる**）
 - （3） 身体的拘束について識見を有する専任の社会福祉士又は精神保健福祉士 若干人
 - （4） 薬剤師 若干名
 - （5） 理学療法士 若干名
 - （6） その他病院長が必要と認める者
- 本条各項の構成員は、病院長が指名する。

第4条 最小化チームに、チーム長を置く。

- （1） チーム長は、前条第1項第1号の構成員のうちから、病院長が指名する。
- （2） チーム長は、最小化チームに関する業務の状況、検討結果等について必要に応じて病院長に報告の上、意見を具申する。
- （3） チーム長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめチーム長の指名する構成員がその職務を代行する。

第5条（最小化チーム会議）本院の身体的拘束に関する事項を審議するため、柏たなか病院身体的拘束最小化チーム会議（以下「最小化チーム会議」という。）を置く。

第6条（最小化チーム会議の審議事項） 最小化チーム会議は、第2条各号に掲げる事項について審議する。

第7条（最小化チーム会議の構成）最小化チーム会議は、第3条に掲げる者をもって構成する。

- （1） 最小化チーム会議に議長を置き、チーム長をもって充てる。
- （2） 議長は、最小化チーム会議を招集し、その議長となる。
- （3） 議長が欠けたとき、又は事故があるときは、議長があらかじめ指名する構成員がその職務を代行する。

第8条（最小化チーム会議の議事） 最小化チーム会議は、原則として毎月1回開催するものとする。ただし、議長が必要と認めるときは、臨時に会議を招集することができる。

- （1） 最小化チーム会議は、構成員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
- （2） 最小化チーム会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第9条（最小化チーム会議の議事の特例） 前条の規定にかかわらず、議長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより最小化チーム会議を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

- （1） 前項の議事については、前条第23項の規定を準用する。この場合において、「出席した構成員」とあるのは当該議事に参加した者とする。
- （2） 本条の場合において、議長は、当該議事の結果について構成員が出席して開催される次の最小化チーム会議において報告しなければならない。

第10条（最小化チーム会議の代理出席） 議長は、構成員が都合により出席できないときは、構成員からの申出により、代理者の出席を認めることができる。

第11条（構成員以外の者の出席） 議長が身体的拘束に関し必要と認めるときは、構成員以外の職員を最小化チーム会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

第12条（各診療科等の協力体制） 各診療科等は、最小化チームの円滑な業務遂行のため、協力体制を整えるものとする。

第13条（事務） 最小化チームに関する事務は、最小化チーム内において処理する。

第14条（雑則） この細則に定めるもののほか、最小化チームに関し必要な事項は、別に定める。

附 則 この細則は、令和7年4月1日から施行する。